

表示事項等について(案)

平成30年12月25日 資源エネルギー庁

1. 表示事項について

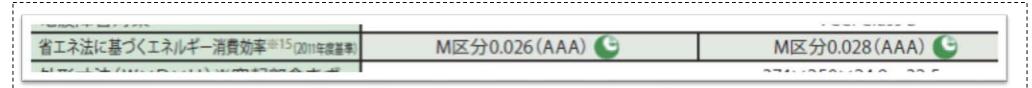
- 省工ネ法においては、電子計算機の製造事業者等に対して、エネルギー消費 効率の表示を義務付けている。現行のエネルギー消費効率は、消費電力を複 合理論性能で除したものであり、その定義をエネルギー消費効率の値と共に 併記することとしている。
- 次期基準においても、新しいエネルギー消費効率について、ユーザに提供することが必要である。サーバ型電子計算機とクライアント型電子計算について、それぞれのエネルギー消費性能の定義をエネルギー消費効率の値と共に併記することが適当である。

【表示事項】

- ① 品名又は形名
- ② 区分名
- ③ エネルギー消費効率
- ④ 製造事業者等の氏名又は名称
- ⑤ エネルギー消費効率とは、サーバ型電子計算機の場合は、CPU、ストレージ及びメモリの消費電力あたりの性能を幾何平均して得られる数値、クライアント型電子計算機の場合は、エネルギー消費効率とは、JIS C 62623(2014)に規定する方法により測定した年間消費電力量である旨

(参考)表示の例

現行規制の表示の例(事業者名、品名は省略)



※15:エネルギー消費効率とは省エネ法で定める測定方法により測定した消費電力を省エネ法で定める複合理論性能(単位: ギガ演算)で除したものです。カッコ内の数値は省エネルギー基準達成率を示します。ただし、達成率が100%を超えるものは、次のようにアルファベットで表記しています。A:100%以上200%未満、AA:200%以上500%未満、AA:500%以上

2. 遵守事項について

- ユーザーがよりエネルギー消費効率の良い電子計算機を選択できるよう、これまでと同様に、カタログに加え、ユーザーが電子計算機の選定にあたり製造事業者等により提示する資料(スペックシート等)にも表示事項を記載すべきである。
- また、エネルギー消費効率の変更に伴い、表示する桁数の見直しを行う。

- ① (サーバ型電子計算機) エネルギー消費効率は、小数点以下1桁以上で表示すること。 (クライアント型電子計算機) エネルギー消費効率は、小数点以下1桁以上で表示すること。
- ② 表示事項は、性能に関する表示のあるカタログ及び機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所に記載すること。

3. 表示の切り替え等について

【切り替えの猶予期間】

- ●表示事項については、ユーザーが新しいエネルギー消費効率を踏まえ、エネルギー消費効率のより良い電子計算機を選択できるよう、早期に新しいエネルギー消費効率に切り替えを行うべきである。
- ただし、その測定やカタログ等の切り替えに要する期間を考慮する必要があることから、1年間程度の猶予期間を設ける。

4. その他

現行のエネルギー消費効率の算出に用いている複合理論性能は、2007年以降、 輸出管理では用いられておらず、CPUメーカによる複合理論性能の提供は行わ なくなる方向にある。

- 現行基準の目標基準年度(平成24年時点)での達成率は144%となっている。 電子計算機のエネルギー消費効率に重要な影響を及ぼす中央処理装置の生産 プロセス等は年々進歩しており、エネルギー消費効率が現行基準を下回ることは考えにくい。
- このような状況を踏まえ、新基準の施行と同時に、現行規制を廃止する。